

豊中市
集会機能を有する施設の再編方針

平成 30 年（2018 年）8 月

豊中市

目次

1. 目的と位置づけ	1
2. 集会機能を有する施設の現状について	1
(1) 共同利用施設	2
(2) 地区会館	3
(3) 老人憩の家	3
(4) コミュニティプラザ	3
(5) その他の施設（コミュニティルーム・自治会館等）	3
3. 集会機能を有する施設の課題について	4
4. 豊中市市有施設有効活用委員会答申について	5
5. 施設再編等の方法について	6
(1) 必要施設数の検討	6
(2) 近隣公共施設への複合化	6
(3) 近隣の集会機能を有する施設への集約化	7
(4) 民間への施設譲渡等	8
6. 今後の取組み体制について	8
(1) 市内の連絡体制	8
(2) 個別施設の取組みについて	8

1. 目的と位置づけ

豊中市では、平成 29 年（2017 年）3 月、「豊中市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」とします。）」を策定しました。

総合管理計画では、公共施設によるサービスが将来にわたって安定して維持できる持続的な仕組みを構築し、より良い公共サービスを実現することをめざし、公共施設等マネジメントの基本方針や推進体制について定めています。また、総合管理計画で定める公共施設等マネジメントの基本方針を具現化するための課題や方策を、図書館、公民館、体育館等の施設の種別ごとに検討し、「施設再編方針」としてまとめ、毎年更新、公表していくことで、計画の推進を図っています。

施設再編方針では、施設の種別ごとに、公共施設等マネジメントの基本方針を具現化するための課題や方策を検討していますが、総合管理計画に基づき、施設の見直し、再編を推進するためには、施設の種別を超えて、施設の機能に着目した全庁横断的な取組みを進めることが必要となります。

そうした状況をふまえ、総合管理計画で「集会・コミュニティ施設」として位置付けられている地区会館や共同利用施設、また、同様の機能を有する老人憩の家、コミュニティプラザなど、主に地域での活動や交流等に利用される施設（以下、「集会機能を有する施設」とします。）については、現在、施設種別を超えた取組みを進めようとしているところです。

集会機能を有する施設については、その多くが昭和 40 年代～50 年代にかけ、地域のニーズに対応して整備され、地域活動や地域交流等に利用されることで、地域コミュニティの活性化に貢献してきました。

ところが、近年、施設の老朽化や管理運営委員会を構成するメンバーの高齢化、稼働率の低下、利用者が広がらない等の様々な課題が生じています。施設の修繕、バリアフリー化や改修についても、限られた財源や立地環境の中で対応が追い付かず、古い設備や施設のまま管理、運営が進められ、結果として、利用者が広がりにくい、地域コミュニティの活性化につながらない、といった状況を生み出しています。

本方針は、こうした状況をふまえ、集会機能を有する施設を、誰もが利用しやすい施設、地域コミュニティの活性化に資する施設へと見直しを進めるため、現状分析及び課題抽出を行い、集会機能を有する施設全体としての再編に向けた基本的な考え方を示すものです。

2. 集会機能を有する施設の現状について

豊中市には、総合管理計画で集会・コミュニティ施設として位置付けられる共同利用施設、地区会館に加え、コミュニティプラザ、老人憩の家、学校の空き教室等を利用したコミュニティルームなどの集会機能を有する施設があります。また、市有施設ではあ

りませんが、市が建設費補助等を行い、自治会が独自に設置している自治会館等があります。

それぞれの施設の設置目的や、施設数等については、【表 1】のとおりです。

【表 1】集会機能を有する施設の設置目的・施設数（平成 30 年 3 月現在）

	施設種別	設置目的	施設数
集会・コミュニティ施設	共同利用施設	航空機騒音により日常生活が阻害されている地域住民の学習・保育・休養又は集会の用に供するための施設	34 施設
	地区会館	地域住民の社会福祉の増進及び生涯学習の用に供するための施設	56 施設
その他	老人憩の家	おおむね 60 歳以上の高齢者の、教養の向上・レクリエーション等の活動の用に供し、高齢者の心身の健康の推進を図るための施設	10 施設
	コミュニティプラザ	地域住民の学習、交流その他の地域活動の用に供し、生涯学習の推進を図るための施設	3 施設
	コミュニティルーム	小学校の余裕教室を活用した、公民分館等の地域活動を行うための場所	18 施設 (※)
	自治会館	自治会や町内会が独自に設置する施設（市が建設費補助等を行っている場合あり）	—

(※) 余裕教室の状況等により変動

以下、それぞれの施設の現状についてまとめます。

(1) 共同利用施設

共同利用施設は、高度経済成長期に大阪国際空港の滑走路の増設や航空機の大型化、国際線の運航等により騒音被害が増大したことから、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」の規定に基づき、航空機騒音により日常生活が阻害されている地域住民の学習・保育・休養又は集会の用に供するための施設として、市が設置した施設です。航路直下となる市の南西部を中心に、合計 34 施設あります。

一方、現在では、航空機材の改良や運航方法の改善により騒音が軽減されていることや、民家防音工事が進んだことにより、当初の目的であった、学習・保育・休養又は集会のための利用は減少しており、文化・サークル活動等での利用が多くなっています。

施設の利用者は、基本的には施設ごとに定められた対象区域の住民ですが、施設によっては、空き状況に応じて、対象区域外の住民も使用している場合があります。使用料は無料、開館時間は 9 時～21 時、休館日は施設ごとに定められています。

施設の運営は、地元住民で組織された管理運営委員会と市との間で使用貸借契約を締結し、管理運営委員会に管理を委ねています。

(2) 地区会館

地区会館は、明治・昭和の町村合併の際に、旧町村等の共有財産であった土地やため池などが財産区の所有財産とされた後、公共施設の用地として処分された売却益を地域に還元するため、市が整備、設置した施設で、合計 56 施設あります。

地域住民の社会福祉の増進及び生涯学習の場を提供することを目的としており、利用状況についても、地域での文化・サークル活動や、地域の会合など、地域に根付いた活動に利用されています。

使用料、開館日時については、施設ごとに定められています。

施設の運営は、地元の自治会等が中心となって編成される「管理運営委員会」が行っています。管理方法としては、住込み管理人が行っている施設や、委員会の役員が鍵を持ち、利用の度に鍵をあける施設など、施設により異なります。

また、施設の管理や修繕にかかる財源については、財産区の財政状況により取扱が異なり、財産区の寄附金で賄っている施設もあれば、市が支出している施設もあります。

(3) 老人憩の家

老人憩の家は、豊中市内に居住するおおむね 60 歳以上の人を対象に、教養の向上・レクリエーション等の活動を推進し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とした施設で、合計 10 施設あります。

使用料は無料、利用方法や利用時間については、施設ごとに定められています。

施設の運営については、老人クラブ等が中心となって編成される管理運営委員会が行っている施設が 7 施設あり、3 施設で運営委託を行っています。

(4) コミュニティプラザ

コミュニティプラザは、地域住民の学習、交流、その他の地域活動を行う場を提供し、本市における生涯学習の推進を図ることを目的に設置された施設です。市立小学校の一部分を活用しており、市内に 3 施設あります。

施設の利用者は地域住民であり、使用料は無料（ただし、一般利用及びエアコンは有料）、開館時間は午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで、月曜日が休館日となっています。

施設の運営は、公民分館が中心となって編成される管理運営委員会が行っています。

(5) その他の施設（コミュニティルーム・自治会館等）

コミュニティルームは、公民分館や校区福祉委員会、自治会等、地域活動を行う場所として、学校の余裕教室を活用して設置しています。

自治会館は、市が建設費補助等を行い、自治会が独自で設置している施設です。施設の管理運営についても、自治会が行っています。市有施設ではありませんが、集会施設

としての機能を有しています。

その他、集合住宅に集会所等が併設されている場合もあり、集会機能を有する施設の配置のあり方を検討する際には、施設の所有形態に関わらずその機能に着目し、こうした学校の余裕教室の活用スペースや、民間の施設の配置、利用状況についても考慮する必要があります。

3. 集会機能を有する施設の課題について

以上のように、豊中市には、多種多様な集会機能を有する施設が数多くあります。老人憩の家については、対象者がおおむね60歳以上の人限定されますが、その他の施設については、おおむね地域住民の学習や交流、サークル活動等に利用する施設として活用されています。ここでは、こうした施設の運営や利用等に関する課題についてまとめます。

まず、配置の状況としては、異なる所管課がそれぞれの経緯により設置してきたため、集会機能を有する施設全体を俯瞰した場合に、重なって配置されている地域や、逆に十分な配置がされていない地域があるなど、地域によるばらつきが見られます。

総合管理計画では、公共施設マネジメントの基本方針の一つとして、施設総量フレームを設定し、24年間の計画期間内で総延床面積を平成26年度比80%内で施設再編を進めることとしています。集会機能を有する施設についても、総合管理計画に基づき、全市横断的に、配置や利用状況に基づいた施設の配置、再編を進める必要があります。

施設の管理運営については、ほとんど全ての施設で、地元の自治会等が中心となって組織した管理運営委員会により行われています。なかでも共同利用施設については、多くの施設で管理運営委員会が選任した住込管理人により管理運営が行われていますが、管理人が退任した後、新たな管理人の選任に苦慮する場合があります。また、住込みによる管理を行っていない場合でも、同様に後継者の選定等が課題であり、今後は、現在の運営方法にこだわらず、持続可能な新しい管理運営方式について検討、実施する必要があります。

施設の稼働状況については、特定の目的に供されている施設もありますが、各施設とも高いとは言えない状況にあります。空き状況に応じ、初めて使う人にも広く利用してもらい、地域活動等の拠点として機能させていくための取組みが必要です。例えば、施設利用に関する様々な情報について、市ホームページでの周知を行う等の取組みや、ニーズにあわせた設備、施設へと改修を行うこと等の取組みが必要となります。

以上の課題等を踏まえ、以下に、これからめざしていく集会施設の方向性についてま

とめます。

【集会機能を有する施設がこれからめざしていく方向性】

- 施設総量フレーム（平成 26 年度比 80%）を見据え、集会機能を有する施設のあり方、配置を検討（施設の選択と集中）
- 将来持続可能な管理運営方法の検討・実施
- 施設の概要や利用方法等を周知し、利用の促進を行う
- ニーズにあわせた設備、施設への改修を行う



- 地域に広く開かれた、誰もが利用しやすい施設とする
- 施設の稼働率を上げ、にぎわいを創出する

4. 豊中市市有施設有効活用委員会答申について

集会機能を有する施設については、平成 29 年（2017 年）3 月に、豊中市市有施設有効活用委員会（以下、「有効活用委員会」とします。）の「特定施設候補の選定について（答申）」においても論点が提示されています。ここでは、有効活用委員会から提示された主な論点についてとめます。

①施設総量フレームの中での再編

総合管理計画では、24 年間の計画期間内で総延床面積を平成 26 年度比 80%以内で施設再編を進めることとしています。集会機能を有する施設についても、そのフレーム内で、総量縮減を念頭においた再編が必要であることが指摘されています。

②施設の設備

施設の利用者数が少ないことの背景として、施設の設備と利用者ニーズの不一致が考えられることが指摘されています。また、逆に、施設の設備が十分に周知されていないことから利用に至らない場合もあるのではないかと、この指摘もいただいています。

③管理運営方式の再考と利用者層の拡大

現状の管理運営委員会による施設の運営については、持続可能な管理運営方式に移行する必要があることが指摘されています。新たな運営方式の一例として、NPO等の団体が施設の一部を事務所として利用しながら施設の管理運営を担う方法が提示されています。

④複合化の推進

管理運営の効率化や空間の有効活用につなげるため、隣接する公共施設との複合化について検討が必要であることが指摘されています。

⑤民間の集会スペースの活用

近隣自治体において、コンビニのイートインスペースを市民公益活動センターのサテライトとして利用している例もあることから、集会スペースの確保のため、民間施設との連携の積極的な検討が必要であることが指摘されています。

⑥避難所としての位置づけ

共同利用施設と一部の地区会館は、避難所に指定されていることから、施設再編を進める際には、周辺に代替の避難場所が確保できるかについても留意する必要があると指摘されています。

5. 施設再編等の方法について

集会機能を有する施設の現状と課題及び有効活用委員会の答申をふまえ、以下に、具体的な施設の配置、再編パターン等について示します。

(1) 必要施設数の検討

施設の配置見直し、再編にあたっては、まず、そもそも集会機能を有する施設が市にどの程度必要であるかを検討する必要があります。現在の施設の配置状況やニーズ、稼働状況を勘案し、適正な利用圏域を検討した上で、総合管理計画で示す施設総量フレームもふまえ、適正な施設数を設定することが必要となります。例えば、1小学校区あたりの必要施設数を設定するなど、一定の基準を設定し、適正な配置数を検討していきます。

また、施設の数だけではなく、持続可能な施設の広さ、規模についても検討する必要があります。

(2) 近隣公共施設への複合化

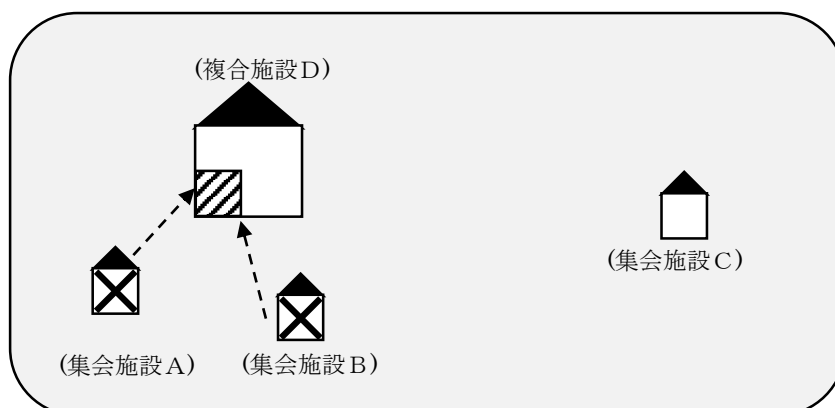
施設の配置、再編方法の一つが、当該施設の機能を近隣の施設へと移転し、複合化することです。施設の機能を維持したまま、他施設へ移転、複合化することで、市民サービスを低下させることなく、施設配置の見直しが可能となります。

施設の複合化を進めることは、施設間の相乗効果を高め、にぎわいや楽しさを創出することにもつながります。

また、施設の管理、運営を一元化することによる維持管理費の削減や、廊下や階段、トイレ、集会室を共用することによる空間の有効活用が期待できます。

【図1】近隣公共施設への複合化イメージ

- ・ 集会施設 A・Bの機能を複合施設Dの改修時に移転・複合化



(3) 近隣の集会機能を有する施設への集約化

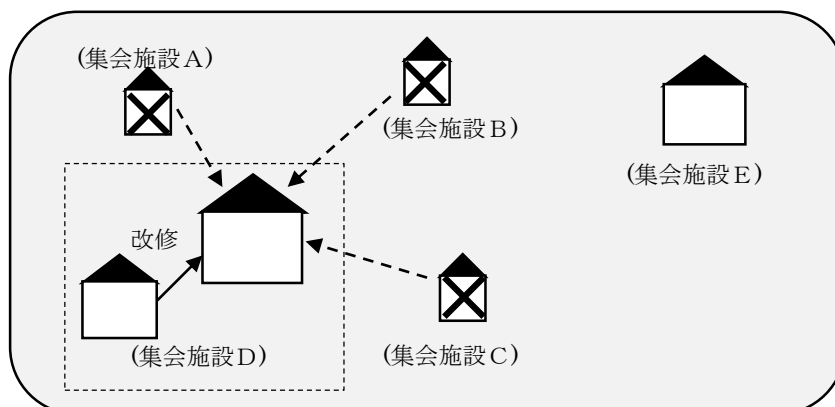
現在の豊中市の集会機能を有する施設は、異なる所管課のそれぞれの経緯により設置されているため、重なって配置されている地域もあります。特に共同利用施設については、航空機騒音対策のため、航路直下となる市の南西部に集中して設置されてきました。しかし、施設設置以降、飛行機の発着回数や空港の運用時間の制限、機材改良等により騒音が軽減したことから、騒音対策区域が狭まり、現在では区域から外れている施設があるため、施設の再配置について早急に検討する必要があります。

このように、施設が重なって配置されている場合は、近隣の集会機能を有する施設の規模や稼働状況について分析し、施設の集約を行うことで、配置見直しが可能となります。

なお、集約を進める際には、施設の利用方法等について、十分な周知を行う等、施設の利用を促進する取組みを同時に進める必要があります。

【図2】近隣の集会機能を有する施設への集約化イメージ

- ・ 集会施設 A・B・Cの機能を、近隣の規模が大きい集会施設Dを改修した上で集約



(4) 民間への施設譲渡等

集会機能を有する施設としては、市有の施設以外に、各自治会が所有、運営する自治会館があります。

集会機能を有する施設は、多くの人に、地域活動や地域交流のために利用されることが重要です。例えば自治会や民間団体等が主体的に施設の管理運営を行うことで、その目的を達成できるのであれば、必ずしも公共で施設を所有する必要はありません。自治会や民間団体への施設譲渡の可能性も視野に入れながら、市全体として集会機能を維持する方策について検討を進める必要があります。

6. 今後の取組み体制について

(1) 庁内の連絡体制

本方針に基づき、総合管理計画の目標年度（2040年度）に向けた取組みを推進するにあたっては、資産活用部が庁内横断的な調整を行い、各施設所管課における取組み等を共有しながら、全庁的な検討を進める必要があります。そのため、定期的に、関係課の情報共有、検討の場を設定していきます。また、集会機能を有する施設の配置のあり方や、必要施設数等については、総合管理計画に基づき、引き続き資産活用部と各施設所管課が連携して検討を進めていきます。

(2) 個別施設の取組みについて

集会機能を有する施設は数多くあり、施設の利用状況やニーズ、老朽化状況もそれぞれ異なります。そうした施設について、全て一斉に取組みを進めることは非常に困難です。

再編に向けた具体的な取組みについては、各施設所管課において、施設の稼働状況や老朽化状況、また近隣の公共施設の建替えや改修のタイミング等をふまえて、随時取組みを進めるものとします。

豊中市集会機能を有する施設の再編方針

発行	豊中市
作成	資産活用部 施設活用課・資産管理課
	健康福祉部 高齢者支援課
	都市活力部 空港課